

問題行動等に関する処分等の基準（案）

千代田区教育委員会

千代田区立九段中等教育学校学則（平成 18 年教育委員会規則第 20 号。以下「規則」という。）第 28 条第 5 項に規定する教育委員会が定める基準は、下記のとおりとする。

記

1 懲戒処分の種類

懲戒処分は、前期課程においては訓告及び退学とし、後期課程においては訓告、停学及び退学とする。

2 懲戒処分を行うことができる場合

懲戒処分を行うことができるのは、特別指導の範疇を超えた場合に限る。学校は問題行動を起こした生徒に対して、特別指導を行い、最後まで指導しなければならない。また、学校は、特別指導の適切な実施のため、予め特別指導の手順を定め、その定めに従い、特別指導を実施しなければならない。

校長は、指導を尽くしたにもかかわらず、効果が認められないと判断した場合には、別表に示す基準を目安として予め学校が定める基準に従って懲戒処分を行うことができる。

3 懲戒処分の手続き

校長は、以下の基準に従い予めその手続きを定め、その手続きに従って懲戒処分を行わなければならない。

(1) 事実確認

学校は、問題行動の発生を知った場合には、問題行動を起こした生徒、被害生徒及び関係生徒並びにその他の関係者から、直ちに問題行動に係る事実の確認を行わなければならない。この事実確認は、問題行動を認識してから、おおむね 14 日以内に完了させるよう努めなければならない。ただし、当該生徒等が逮捕されるなど事実確認が困難と思われる特別な事情がある場合は、可能な範囲で可及的速やかに事実確認を行うものとする。

【特に留意すべき事項】

- ① 事実確認は、複数の教職員で行う。
- ② 事実の確認だけでなく、当該生徒の思いや意見、弁明も傾聴する。
- ③ 問題行動に関与した生徒や被害生徒だけでなく、より客観的な立場の生徒からの聴取も行う。
- ④ 詳細な聴取記録を作成し、可能であれば、作成した聴取記録は、生徒に全文を読み聞かせ、確認の自署を求めるなど、事実の正確性を担保する手段を講じる。
- ⑤ 当該問題行動等以前の指導経過があれば、過去の指導事項や内容、保護者との連携状況、反

省状況等についてまとめる。

- ⑥生徒から事実確認を行う場合は、当該生徒からの事実確認の後、保護者同席の上で、再度の事実確認を行う。ただし、客観的な立場の生徒からの事情聴取については、この手続きを省略することができる

(2) 処分方針案の作成及び決定

校長は、特別指導を行った結果、効果が認められず、その範疇を超えたと判断した場合には、懲戒処分を行うことができる。

校長は、懲戒処分を行おうとする場合には、確認した事実及び特別指導の結果に基づき、処分方針案を作成し、懲戒処分を決定する。

【特に留意すべき事項】

- ①校長は、懲戒処分を行うにあたっては、特別指導を含む指導を尽くさなければならない。
- ②指導及び懲戒処分は、生徒の立ち直りの可能性を最大限考慮したものでなければならない。
- ③懲戒処分を行う場合は、必要に応じ、再度の事情聴取や意見聴取を行う。
- ④懲戒処分を行うにあたっては、事実関係及び指導過程を正確に時系列で把握できる記録を作成する。
- ⑤訓告又は停学の場合は、処分方針案において今後の指導計画・指導内容等を書面で明らかにする。
- ⑥懲戒処分は生徒の身分関係に重大な影響を及ぼすことから、処分方針案を作成するにあたっては慎重に協議・検討し、教育委員会とも事前に十分な相談を行い、手続きにも厳重を期さなければならない。ただし、いたずらに長期間に渡り生徒の地位を不安定な状態に置くことがないようにしなければならない。
- ⑦特に退学処分は、生徒の教育を受ける権利をなく奪って学校外に排除する処分であるから、「改善の見込」について特に慎重に検討しなければならない。
- ⑧懲戒処分を決定するにあたっては、教職員に周知し、共通理解を図る。

(3) 通告

懲戒処分を決定した場合には、速やかに、その内容の通告を行い、生徒及び保護者に弁明及び意見表明の機会を付与しなければならない。弁明及び意見表明の機会は通告後7日以上の期間の猶予を与えなければならない

【特に留意すべき事項】

- ①通告は、生徒・保護者同席のもと、校長が書面を交付することにより行う。その際、書面には懲戒処分の根拠となった事実、経緯及び理由を記載すると共に、その内容を明確に説明する。
- ②弁明書等は、期限を定めた上で、原則として文書での提出を求める。
- ③弁明書等が提出された場合は、その内容について検討し、再考する必要があると認められれば、再度の事情聴取や意見聴取を行う。

(4) 執行

懲戒処分の執行は、弁明書等に処分を撤回する十分な理由がないものと認められれば、弁明書等の提出期限後7日以内に行う。

【特に留意すべき事項】

- ①懲戒処分は、生徒・保護者同席のもと、校長が書面を交付することにより執行する。
- ②処分が特別指導又は懲戒処分のうち訓告・停学の場合は、定められた指導計画・内容等に沿って引き続き指導等を行う。

【別表】懲戒処分の目安

指導案件	懲戒処分		
	訓告	停学	退学
交通ルールに係る不当行為	●	●	
飲酒、喫煙に関わる行為	●	●	
定期考査等での不正行為	●	●	
授業妨害、校内での暴言、指導拒否等学校運営に支障を与える行為	●	●	
器物損壊行為（校内外）	●	●	
情報システムを不正に利用し又は侵害する行為（校内外）	●	●	
窃盗、占有離脱物横領、詐欺等他人の財産を不当に領得する行為（校内外）	●	●	
爆破予告等業務を妨害する行為（校内外）	●	●	
著作権を侵害する行為	●	●	
買売春行為	●	●	
いじめに至らない誹謗中傷行為（SNS等を利用したものを含む）	●	●	
いじめ、いやがらせ行為（SNS等を利用したものを含む）	●	●	●
わいせつ行為（校内外におけるのぞき、盗撮を含む）	●	●	●
薬物乱用		●	●
殺人、暴行、傷害等生命・身体等への重大な侵害行為		●	●
放火等社会法益への重大な侵害行為		●	●
その他の問題行動	●	●	●

※加重要件

次の各号のいずれかに該当する場合には、定める基準よりも重い処分を行うことができる。

- ①同時に複数の問題行動があった場合
- ②以前に問題行動を起こし特別指導又は懲戒処分を受けた者が再度問題行動を起こした場合
- ③問題行動が集団的又は計画的に行われるなど行為の態様が悪質な場合